

別表第1（第6条関係）

交付の対象となる経費	項目	経費の内容等
<p>支援法人の実施計画に基づく事業経費（ソフト事業）</p>	<p>(1) 支援法人運営費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与 専ら本事業の執行のために直接必要となる申請者の構成員（個人）又は構成員に所属する者（構成企業等に属する個人）の給料（実施担当者及び事務局員の人件費） ・ 賃金 専ら本事業の執行に直接必要な補助員等の賃金（アルバイト等の人件費）。ただし、庶務、経理等の一般管理事務に従事する者を除く。 ・ 旅費 会議出席等、事業実施のために必要な交通費及び宿泊費（補助事業に関わる補助員等に対するものを含む。）。市内の空き家等の現地確認及び現況調査等に要する交通費等。ただし、市外の空き家等の現況調査等に要する交通費等を除く。 ・ 需用費 事業の実施のために直接必要な消耗品費（文房具、消耗器材等、図書購入費等）、自動車等の燃料費、印刷製本費（設計書、図書、報告書、帳簿等のコピー代、印刷費等）及び事業を実施する目的で使用する事務所等の光熱水費（電気、水道、ガス等の使用料及び同計器使用料等）。ただし、文房具、図書等で事業期間後も残存するものは、1万円未満のものに限る。 ・ 役務費 事業の実施のために直接必要な通信運搬費（郵便、電信電話料及び運搬料等）、広告料（新聞、雑誌その他への広告掲載等）及び手数料（物品保管料、登記手数料、物品取扱手数料等） ・ 委託費 事業の実施のために直接必要な調査・計画作成等の委託料（委託契約を締結しない発注書による委託処理の場合も含む。）。ただし、補助事業の主たる部分を除く。 ・ 使用料、家賃及び賃借料等

	<p>事業の実施のために直接必要な自動車借上げ、会場借上げ、物品その他の借上げ等使用料及び賃借料。ただし、事務所の敷金若しくは礼金又は借り上げた物品等の設置料等、初期費用を除く。</p>
<p>(2) 情報発信、普及啓発、相談対応、活用提案、管理等に要する費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与 専ら本事業の執行のために直接必要となる申請者の構成員（個人）又は構成員に所属する者（構成企業等に属する個人）の給料（実施担当者及び事務局員の人件費） ・ 賃金 専ら本事業の執行に直接必要な補助員等の賃金（アルバイト等の人件費）。ただし、庶務、経理等の一般管理事務に従事する者を除く。 ・ 報酬 事業の実施のために直接必要な外部講師等への謝礼金、申請者の構成員（個人）又は構成員に所属する者（構成企業等に属する個人）が行う専ら本事業の執行のために直接必要となる活動に対する対価（ただし、委託契約及び雇用契約によらないものに限る。） ・ 旅費 会議出席等、事業実施のために必要な交通費及び宿泊費（補助事業に関わる補助員等に対するものを含む。）。市内の空き家等の現地確認や現況調査等に要する交通費等。ただし、市外の空き家等の現況調査等に要する交通費等を除く。 ・ 需用費 事業の実施のために直接必要な消耗品費（文房具、消耗器材等、図書購入費等）、自動車等の燃料費、印刷製本費（設計書、図書、報告書、帳簿等のコピー代、印刷費等）及び事業を実施する目的で使用する事務所等の光熱水費（電気、水道、ガス等の使用料及び同計器使用料等）。ただし、文房具、図書等で事業期間後も残存するものは、1万円未満のものに限る。 ・ 役務費 事業の実施のために直接必要な通信運搬費（郵

		<p>便、電信電話料及び運搬料等)、広告料(新聞、雑誌その他への広告掲載等)及び手数料(物品保管料、登記手数料、物品取扱手数料等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託費 <p>事業の実施のために直接必要な調査・計画作成等の委託料(委託契約を締結しない発注書による委託処理の場合を含む。)。ただし、補助事業の主たる部分を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用料及び賃借料等 <p>事業の実施のために直接必要な自動車借上げ、会場借上げ、物品その他の借上げ等使用料及び賃借料。ただし、事務所の敷金若しくは礼金又は借り上げた物品等の設置料等、初期費用を除く。</p>
支援法人の実施計画に基づく事業経費(ハード事業)	(3) 売却等に伴う調査、測量・登記又は家財処分に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅状況調査費 <p>既存住宅状況調査(インスペクション)に係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測量・登記費 <p>測量・登記に要する費用(支援法人が空き家を取得する場合に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家財処分費(支援法人が家財処分をする場合に限る。)
	(4) 空き家の改修及びDIYに要する材料の購入	<p>(空き家の改修の場合)設備の更新、内外装工事、間取りの変更、部屋等の増築等の際に必要な改修工事費</p> <p>(DIYに要する材料の購入の場合)専門業者へ委託せず、空き家の設備の更新、内外装工事、間取りの変更、部屋等の増築等を自ら行う場合の材料費</p>
	(5) 解体及び跡地活用	<ul style="list-style-type: none"> ・解体費 <p>空き家の解体の際に必要な工事費及び残置された家財道具又は産業廃棄物の処分運搬費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・跡地活用費 <p>舗装等又は当該土地の活用に附帯する工事に要する費用</p>